国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　〃　：宮城県政記者会》

平成３０年６月２１日
国土交通省　東北運輸局

東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等を行いました。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対し東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、平成３０年５月の１か月間に２件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。詳細は、別紙のとおりとなります。

また、別紙内容には下記の事項を記載しております。

記

1　行政処分等の年月日
2　事業者の氏名又は名称（法人番号、代表者名）
3　事業者の所在地
4　営業所の名称
5　営業所の所在地
6　行政処分等の内容
7　主な違反の条項
8　違反行為の概要

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：宮崎、加藤
℡：０２２－７９１－７５３２

（別紙）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年5月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成30年5月28日	有限会社　鹿島タクシー （法人番号4370002004792） 代表者　阿部　高久	宮城県 仙台市 宮城野区 福田町 南1丁目 10－37	本社営業所	宮城県 仙台市 宮城野区 福田町 南1丁目 10－37	文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成30年4月27日、 公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、 1件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督違反 （旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
2	平成30年5月30日	株式会社やさしいたのしいうれしい （法人番号2380001003961） 代表者　岩倉　美穂	福島県 伊達郡 国見町 大字藤田 字北 57－2	平野営業所	福島県 福島市 飯坂町 平野 字中ノ檀 12番地の4	輸送施設の使用停止（50日車）及び 文書警告	道路運送法 第27条 第3項	平成29年6月19日、 公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、 6件の違反が認められた。 （1）疾病・疲労等のおそれのある乗務 （旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）、 （2）点呼の実施義務違反 （旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項）、 （3）乗務員台帳の作成義務違反 （旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）、 （4）運転者に対する指導監督違反 （旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）、 （5）高齢運転者に対する指導違反 （旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）、 （6）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反 （旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）
3								